

参 考 資 料

令和 4 年 5 月

市 議 会 臨 時 会

目 次

内 容		頁
議案第 29 号関係	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	1
議案第 30 号関係	寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正	6
議案第 31 号関係	寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部改正	8

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 改正理由

一般職の職員の期末手当の額の改定を行うため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 (第1条)

期末手当 (第22条関係)

6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ100分の120とする。

[現行=127.5]

(再任用職員にあっては、それぞれ100分の67.5とする。 [現行=72.5])

(2) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第2条)

期末手当 (第8条関係)

特定任期付職員に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ100分の162.5とする。 [現行=167.5]

(3) 附則

ア 施行期日 公布の日

イ 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置 [令和4年6月に支給する期末手当に関し、「令和3年12月に支給された期末手当について、『令和3年人事院勧告』の内容に準じた支給割合の引下げを行っていたならば、減額されていた額」に相当する額を減額する措置] を行う。

ウ 『寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例』について、規定の整備を行う。

※ 会計年度任用職員の期末手当については、現行の6月期及び12月期の支給割合がそれぞれ100分の50であることに鑑み、改定を行わない。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

期末手当・勤勉手当の支給割合

(1) 一般職の職員 ((2)及び(3)を除く。)

	現 行			令和4年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.275	0.95	2.225	<u>1.20</u>	0.95	<u>2.15</u>
12月期	1.275	0.95	2.225	<u>1.20</u>	0.95	<u>2.15</u>
計	2.55	1.90	4.45	<u>2.40</u>	1.90	<u>4.30</u>

(2) 再任用職員

	現 行			令和4年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	0.725	0.45	1.175	<u>0.675</u>	0.45	<u>1.125</u>
12月期	0.725	0.45	1.175	<u>0.675</u>	0.45	<u>1.125</u>
計	1.45	0.90	2.35	<u>1.35</u>	0.90	<u>2.25</u>

(3) 特定任期付職員

	現 行			令和4年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.675	-	1.675	<u>1.625</u>	-	<u>1.625</u>
12月期	1.675	-	1.675	<u>1.625</u>	-	<u>1.625</u>
計	3.35	-	3.35	<u>3.25</u>	-	<u>3.25</u>

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第22条（略）	第22条（略）
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは、「 <u>100分の67.5</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。
4～7（略）	4～7（略）
附 則	附 則
1～24	1～25

2 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)
第8条（略）	第8条（略）
2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条	2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条

改正案	現行
第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。	第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）と、給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当（一般職の職員をいい、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項及び第8条第2項（同条第3項及び第7項並びに第28条第1項から第3項まで及び第6項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。）

- (1) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 イ 特定任期付職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員をいう。）

167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10
 (寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

No.3
3 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。
　第8条中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

(議案第 30 号関係)

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 改正理由

特別職の職員の期末手当の額の改定を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 期末手当（第 5 条関係）

6 月期及び12月期の支給割合を、それぞれ100分の212.5とする。

[現行=220]

(2) 附則

ア 施行期日 公布の日

イ 令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置〔令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関し、「令和 3 年 12 月に支給された期末手当について、『令和 3 年人事院勧告』の内容に準じた支給割合の引下げを行っていたならば、減額されていた額」に相当する額を減額する措置〕を行う。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

期末手当の支給割合

特別職の職員

	現 行			令和 4 年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6 月期	2. 20	-	2. 20	<u>2. 125</u>	-	<u>2. 125</u>
12月期	2. 20	-	2. 20	<u>2. 125</u>	-	<u>2. 125</u>
計	4. 40	-	4. 40	<u>4. 25</u>	-	<u>4. 25</u>

※ 議会の議員の期末手当については、『寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例』の規定が準用される。

対屋川市特別職の職員の給与に関する条例

No.1

改正案	現行
(期末手当) <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、対屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年対屋川市条例第7号）第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	(期末手当) <p>第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、対屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年対屋川市条例第7号）第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則 (施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に特別職の職員に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の対屋川市特別職の職員の給与に関する条例第5条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市 介護保険条例の一部改正

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を図るため、国民健康保険及び介護保険の保険料（令和4年4月から令和5年3月までの間に納期限が到来する保険料）の減免に係る特例を定めるため、一部改正を行う。

〔国の当該減免に対する財政支援の基準に即した改正を行う。〕

※ 「令和2年度に行った保険料の減免の特例（令和2年2月から令和3年3月までの間に納期限が到来する保険料の減免に係る特例）」及び「令和3年度に行った保険料の減免の特例（令和3年4月から令和4年3月までの間に納期限が到来する保険料の減免に係る特例）」と同様の取扱いを行う。

2 改正内容

(1) 『寝屋川市国民健康保険条例』の一部改正〔第1条〕

○ 保険料の減免の特例（改正後の附則第35項関係）

新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少等の事実がある者に対し、国民健康保険の保険料（令和4年4月から令和5年3月までの間に納期限が到来する保険料）を減免することができるこことする。

(2) 『寝屋川市介護保険条例』の一部改正〔第2条〕

○ 保険料の減免の特例（附則第11条関係）

新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少等の事実がある者に対し、介護保険の第1号被保険者の保険料（令和4年4月から令和5年3月までの間に納期限が到来する保険料）を減免するこことする。

(3) 附則

施行期日を公布の日とし、改正後の規定は令和4年4月1日から適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

国民健康保険及び介護保険の保険料の減免の基準（概要）

〔国の当該減免に対する財政支援の基準（概要）〕

1 減免の対象となる保険料

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する、令和4年度分等の保険料

2 減免の対象となる世帯（国民健康保険料）・第1号被保険者（介護保険料）

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な状態になった場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれる場合で、次の全ての要件に該当するとき。
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
 - ウ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。（国民健康保険料に限る。）

3 減免の額

- (1) 2(1)の場合 免除
- (2) 2(2)の場合

国民健康保険料

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	対象保険料額の全部
400万円以下であるとき	対象保険料額の10分の8
550万円以下であるとき	対象保険料額の10分の6
750万円以下であるとき	対象保険料額の10分の4
1,000万円以下であるとき	対象保険料額の10分の2

※ 事業等の廃止や失業の場合=対象保険料額の全部

* 対象保険料額=A×B/C

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

介護保険料

前年の合計所得金額	減免の割合
210万円以下であるとき	対象保険料額の全部
210万円を超えるとき	対象保険料額の10分の8

※ 事業等の廃止や失業の場合=対象保険料額の全部

* 対象保険料額=A×B/C

A：当該第1号被保険者の保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市国民健康保険条例（第1条関係）

附 則	改 正 案	現 行
1～32 (保険料の減免の特例) 33 市長は、新型コロナウイルス感染症（第11条の2第1項により、規定する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これに類する事実がある者に対し、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付（法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。次項及び附則第35項において同じ。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第30条第2項の規定の例によりその申請をしなければならない。	1～32 (保険料の減免の特例) 33 市長は、新型コロナウイルス感染症（第11条の2第1項により、規定する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これに類する事実がある者に対し、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付（法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。次項 における同じ。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第30条第2項の規定の例によりその申請をしなければならぬ。	1～32 (保険料の減免の特例) 33 市長は、新型コロナウイルス感染症（第11条の2第1項により、規定する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これに類する事実がある者に対し、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付（法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。次項 における同じ。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第30条第2項の規定の例によりその申請をしなければならぬ。

34 (略)

35 附則第33項の規定は、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により

34 (略)
(新設)

改 正 案	現 行
徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付の支払日 が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にある 保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。)の減免 について準用する。	(第15条の3第2号ウ(イ)及び同号エ(イ)に掲げる額の特例)
36 (略) (令和3年度分の保険料率の特例)	35 (略) (令和3年度分の保険料率の特例)
37 (略) 38 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割 額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19 条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準 保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」 とあるのは「附則第37項第1号に掲げる所得割の保険料率」 と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額 の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則 第37項第2号に掲げる額」とする。	36 (略) 37 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割 額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19 条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準 保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」 とあるのは「附則第36項第1号に掲げる所得割の保険料率」 と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額 の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則 第36項第2号に掲げる額」とする。
39 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別 平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額と する。	38 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別 平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額と する。 (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第36項第 3号アに定める額 (2)・(3) (略)
40 (略)	39 (略)

改正案	現行
41 令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第40項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第40項第2号に掲げる額」とする。	40 令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第39項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第39項第2号に掲げる額」とする。
42 令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯	41 令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯
43 (令和4年度分の保険料率の特例)	42 (略) 43 (略) (令和4年度分の保険料率の特例)
44 (略)	44 令和4年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第44項第1号に掲げる所得割の保険料率」

改正案	現行
と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第44項第2号に掲げる額」とする。	と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第43項第2号に掲げる額」とする。
46 令和4年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	45 令和4年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第44項第3号アに定める額	(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第43項第3号アに定める額
(2) (略)	(2)・(3) (略)
47 (略)	46 (略)
48 令和4年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第47項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第47項第2号に掲げる額」とする。	47 令和4年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第46項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第46項第2号に掲げる額」とする。
49 令和4年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	48 令和4年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

改正案	現行
(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>3号アに定める額</u>	(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>3号アに定める額</u>
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
<u>50</u>	<u>49</u>

2 寝屋川市介護保険条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>（保険料の減免の特例）</p> <p>第11条 市長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これに類する事実があつて市長が定める者に対する保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付（法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。次項及び第3項において同じ。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第12条第2</p>	<p>附 則</p> <p>（保険料の減免の特例）</p> <p>第11条 市長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これに類する事実があつて市長が定める者に対する保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付（法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。次項において同じ。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第12条第2</p>

改 正 案	現 行
項の規定の例によりその申請をしなければならない。 2 (略)	項の規定の例によりその申請をしなければならない。
3 第1項の規定は、第1号被保険者の保険料（普通徴収の方 法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収 の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給 付の支払日が、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで の間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除 く。）の減免について準用する。	2 (略) (新設)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の対応市国民健康保険条例附則第35項の規定及び第2条の規定による改正後の対応市介護保険条例附則第11条第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。